

厚木市ボーイスカウト・ガールスカウト育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、青少年の健全育成を行っている市内のボーイスカウト又はガールスカウトの団単位に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、ボーイスカウト又はガールスカウトの団単位の事業の執行に要する経費に対して交付する。

(補助額等)

第3条 補助する額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、事業完了前に全部又は一部を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金名	補助対象	補助金額
ボーイスカウト・ガールスカウト育成補助金	日本ボーイスカウト厚木第3団	43,000円以下
ボーイスカウト・ガールスカウト育成補助金	日本ボーイスカウト厚木第4団	43,000円以下
ボーイスカウト・ガールスカウト育成補助金	ガールスカウト神奈川県第74団	43,000円以下
ボーイスカウト・ガールスカウト育成補助金	ガールスカウト神奈川県第88団	43,000円以下